

# 消費税率アップや軽減税率対応のため、今備えること

消費税率が今年 10 月 1 日から 10%になります。今のうちに準備すべきこと、個人等の立場で考えられること、軽減税率への備えなどについて、主な点をお伝えいたします。

## 1 消費税率アップに対して準備すべきこと

### (1) 本体価格

消費税率アップに際し、本体価格をどうするかがそもそも大きな課題だと思われます。本体価格を変えない、価格や内容を調整する、あるいは新商品に変える••でしょうか。なお、価格表示については国のガイドラインを確認しておくべきです。

<http://www.japan-retail.or.jp/information/pdf/20181211-01.pdf>

### (2) レジ・システム対応状況の確認

レジが複数税率に対応済みか、購買システムや販売システムが複数税率に対応済みか、また財務システムも確認が必要です(弊事務所の A-SaaS はもちろん大丈夫です)。

ところで、中小企業庁は、軽減税率対策補助金の補助対象を、平成 31 年 1 月 1 日から拡大しました。これは、主に飲食料品を取り扱う事業者の、「売上・仕入・会計」に関して、軽減税率制度への準備がまだ 4 割未満にとどまっていることを受けて発表されたものです。

対象事業者は中小企業支援法に規定する中小企業(個人含む)です。

[http://kzt-hojo.jp/applicant/cash\\_registration/a1/](http://kzt-hojo.jp/applicant/cash_registration/a1/)

主な補助拡充内容は次の通りです。利用可能性が無いか、レジメーカーに再度問い合わせてみてはいかがでしょうか。

- ① 補助率が 3/4 から **4/5** にアップ(3 万円未満のレジの場合)。
- ② 商品マスタの設定が必要なレジの場合、上限が 1 台あたり 20 万円から **40 万円** になった。
- ③ **旅館・ホテル・料亭** 等も対象になった。
- ④ **請求書管理システム** が補助対象化された(2 月開始で、6 月 28 日までに事前申請が必要)

<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181225002/20181225002.html>

### (3) 食品を扱う場合、軽減税率適用品の確認

食品や飲食に係る事業を行う場合は、どれが軽減税率の対象になるかを、今のうちにすべての商品等について確認しておき、あとでトラブルが起きないよう準備したい所です(下記「3軽減税率対象品の確認など」参照)。

### (4) 実際に経過措置が適用となるものを想定する

本年 10 月 1 日以降 10%になっても、経過措置適用により 8%適用となるものが若干出てきます。下記のものには特に確認しておくことと良いと思われます。

項目	想定される現象	準備事項
賃借料	賃貸借契約の内容により経過措置適用あり。特にオーナーと会社間の契約では曖昧になりがちなので注意	<b>事前に、どの契約が何月分まで経過措置が適用なるか、一覧表を作成して混乱を回避する</b>
リース料	長期間複数税率が混在していく	<b>同上</b>
請負関係	8%適用が有利な場合(自社・取引先)のための配慮が必要	確実に 8%適用するため契約書作成
建設仮勘定	完成してから消費税を抜く場合、8%と 10%が混在し事務的に煩雑	建設仮勘定計上の都度、税抜処理可能なものはしておいた方が簡便
共益費	電気・水道料等は 10 月検針確定分迄 8%だが、家主に払う共益費には適用がなく、10 月確定分から 10%	家主側は、10 月検針確定分は 8%を支払い、賃借人には 10%で請求することになる



## 2 経過措置適用が有利な場合、適用のために3月末までに行うこと

個人や消費税の課税売上割合が低い事業者、また消費税率が上がってもこれを転嫁しにくい場合は、消費税率が上がると「実損」となってしまいます（課税売上割合が100%近い事業者が、消費税をそのまま転嫁できる場合は実損はありません。）。少しでも実損をへらす観点で、「経過措置」即ち10月以降少しでも多く8%を適用するためには、次のようなことが考えられます。

主な項目	内容	注意点など
住宅新築・リフォーム等の請負契約	今年の3月末までに契約した場合は、10月以降の完成引き渡しでも8%が適用される	10%の消費税を払う住宅取得の場合は、所得税控除が上乘せとなる。予めどちらが有利か良く検討すること
指定役務の提供	3月末までに契約する婚礼・葬式で、役務提供が10月以降でも、対価を予め一部または全額支払ってあれば、8%が適用される	法事は該当しない
資産の貸付	今年の3月末までに契約し、9月末までに実行した資産の貸付は、契約期間中の金額が変更できない等の要件を満たせば、10月以降も8%が適用される	車両リースは該当しない可能性も高いので、予め契約前に良く確認する必要あり
運賃等	10月以降の乗車でも9月末までに購入・支払い済みであれば、8%が適用される	早めに購入する回数券も検討の余地あり
書籍等の予約販売	3月末迄に購読を申し込み、9月末迄に一部又は全額を支払えば、10月分以降も8%が適用される	特になし

## 3 軽減税率対象品の確認など

軽減税率8%は、「食品表示法に規定する食品（酒類を除く）」と新聞に適用されます。食品に該当するのか、全商品についてあらかじめ確認しておく、あとで慌てることが無いようにしたい所です。

下記は代表的な誤りやすいと思われる例です。



項目	注意したい内容
容器	容器自体は10%だが、総額1万円以下（税抜）で食品額の2/3以上となるように一体とした商品にすれば、全体が8%となる。 箱代をどうするか、商品構成をどうするかを検討が必要
仕出し	届けるだけなら8%だが、指定の場所に配膳するとケータリングに該当し、10%となる 発注者と事前の確認やチラシへの明記等が必要だと思われる
送料	送料自体は10%。 食品価格に含めるか、送料別途とするか検討が必要

軽減税率の対象になるかどうかの判断結果は、経営者だけでなく、お客様に correspond される方皆様が理解し、説明出来るようにすることが望まれます。10月までの間に資料を読み合わせするなどしてみてはいかがでしょうか。



### @ 1月の予定

- 1/10 ・ 12月分源泉所得税  
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 1/31 ・ 11月決算法人の確定申告  
・ 2, 5, 8月決算の消費税及び地方消費税の中間申告,

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

